

2019年9月

お客様 各位

株式会社タカネットサービス

## 改正消費税法のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2016年11月に公布されました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(以下総称して「改正消費税法」といいます。)に基づき、2019年10月1日より消費税率が改正されますので以下のとおりご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### ■レンタカー基本料金が適用される消費税率について

##### ①9月30日までにご予約

- ・9月30日以前の出発・返却分:8%
- ・10月1日以降の出発・返却分:10%

※1. 9月末から10月1日をまたぐ出発・返却に関しましては、日割り計算の上、各期間に適用される消費税率に乗じて消費税額を計算いたします。

※2. 賃貸借期間満了日もしくは返却日時が10月1日以降の場合は10%となります。

なお、すでに8%でご入金されているお客様がこのケースに該当される場合、追加で2%の金額をお支払い願います。

##### ②10月1日以降のご予約:10%

#### ■リース de スグのり基本料金が適用される消費税率について

##### ①契約開始日が10月1日以降:10%

##### ②9月以前に契約されており、10月以降の稼働分に対して:10%

##### ③自動車リース契約書または車輛賃貸借契約書において前払リース料が10月1日以降のリース料に充当させる場合、追加で2%の金額をお支払い願います。

■車両販売に適用される消費税率について

- ①9月30日以前の契約・納車の場合:8%
- ②10月1日以降の契約・納車の場合:10%
- ③9月30日までにご契約をして10月1日以降の納車の場合:10%

以上